

町民の声内容（5月29日）

【タイトル】農作業時のマナーについて

平成30年5月8日に町民の「お問合せ・ご意見フォーム」で上げさせていただきましたが、今年も同じ事案が起こっており、町からの「農作業における刈り取った草の放置や、農機から落ちた泥等については、農作業時におけるマナーとして作業を実施した本人において処理を行うものであります。町といたしましては、来月の町報において農作業時のマナーについて掲載し周知徹底を図っていきますし、集落区長におきましては作業時の周知徹底をしていただくようお願いしたいと思います。」の周知徹底がなされていなく大変に困っております。田圃が住宅に隣接しており農機から落ちた泥等、住宅や車などに飛散する草刈機の飛び石、生活道に刈ったままの草の放置に大変迷惑しております。集落区長も一年交代のため実際に集落区長におきましては作業時の周知徹底ができていませんがどうなっていますか？